

千代田区 都市計画道路区域内における建築制限の緩和基準

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を踏まえ、都市計画道路区域内における都市計画法第 53 条第 1 項の規定による建築許可については、同法第 54 条の規定による許可基準によるほか、当該建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものである場合、その許可をするものとする。

- i 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと。
- ii 階数が 3、高さが 10m 以下であり、かつ地階を有しないこと。
- iii 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- iv 建築物が都市計画道路区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

附則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。